

教育委員会提出議案

第 3 3 号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 1 2 年豊島区教育委員会規則第 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 1 1 号」を「から第 1 2 号まで」に改め、同項中第 1 3 号
を第 1 4 号とし、第 1 2 号を第 1 3 号とし、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）

をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

別記様式第 2 号様式を次のように改める。

一 時 差 止 処 分 書

年 月 日

様

（一時差止処分者）

条例第26条第1項

幼稚園教育職員の給与に関する

条例第26条第1項（同条例第27条第5項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき、
期末手当
の支給を一時差し止めます。
期末手当及び勤勉手当

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に豊島区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、豊島区を被告として（訴訟において豊島区を代表する者は
となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員
の期末手当に関する規則別記様式第二号は、この規則による改正後の幼稚園教
育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号とみなす。

(説 明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等により、時間単位での取得となっている部分休業の日単位での取得が可能となることから、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の取扱いとするため。

また、国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の施行を踏まえ、一時差止処分書における文言整理を行うため、本案を提出いたします。

現行	改正後（案）
○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年 3月31日 教育委員会規則第8号	○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則 平成12年 3月31日 教育委員会規則第8号
（目的） 第1条～第4条 （略）	（目的） 第1条～第4条 （略）
（欠勤等日数） 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号 <u>及び第11号</u> に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号 <u>及び第11号</u> に掲げる期間にあつ	（欠勤等日数） 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号 <u>から第12号まで</u> に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号 <u>から第12号まで</u> に掲げる期

ては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)～(11) (略)

(12)及び(13) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(平21教委規則22・全改、平26教委規則12・令2教委規則15・令4教委規則10・令5教委規則6・令7教委規則9・一部改正)

別記様式第二号 (略)

間にあつては3分の1日とする。)未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)～(11) (略)

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。))をしている職員として在職した期間

(13)及び(14) (略)

2～4 (略)

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。)があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(平21教委規則22・全改、平26教委規則12・令2教委規則15・令4教委規則10・令5教委規則6・令7教委規則9・一部改正)

別記様式第二号 (略)

附 則

	<u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記様式第二号とみなす。</u>
--	---